

西東京市告示第129号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、次のように市道の区域の変更及び供用の開始をしたので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供する。

令和8年7月31日

西東京市長 池澤隆史

- 1 路線名並びに区域変更及び供用開始の区間
別紙のとおり
- 2 区域変更及び供用開始の概要
別図のとおり
- 3 区域変更及び供用開始の期日
令和8年7月31日
- 4 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
 - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
 - (2) 期間 令和8年7月31日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

別紙
区域変更及び供用開始調書

No.	路線名	区域変更の区間	区域変更に係る敷地の幅員及び延長			供用開始の区間
				幅員（m）	延長（m）	
1	市道 1302 号線	起点 谷戸町三丁目2886番 4 地先	変更前	5.00～5.06	30.95	起点 谷戸町三丁目2886番 4 地先
		終点 谷戸町三丁目2884番 5 地先	変更後	6.00	30.95	終点 谷戸町三丁目2884番 5 地先

案 内 図（ 区域変更及び供用開始 ）

